

狛江市第1次再犯防止推進計画の策定の方向性について

1. 現状認識と課題等

(1) 第二次再犯防止推進計画の現状認識と課題等

ア 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日。以下「国計画」という。）によれば、次のような現状認識と課題等が示されています。

「犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、（中略）、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となる。

刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められる。

イ 「地域による包摂」とは

市で考える「地域による包摂」とは、「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」と同様の考え方であると考えます。

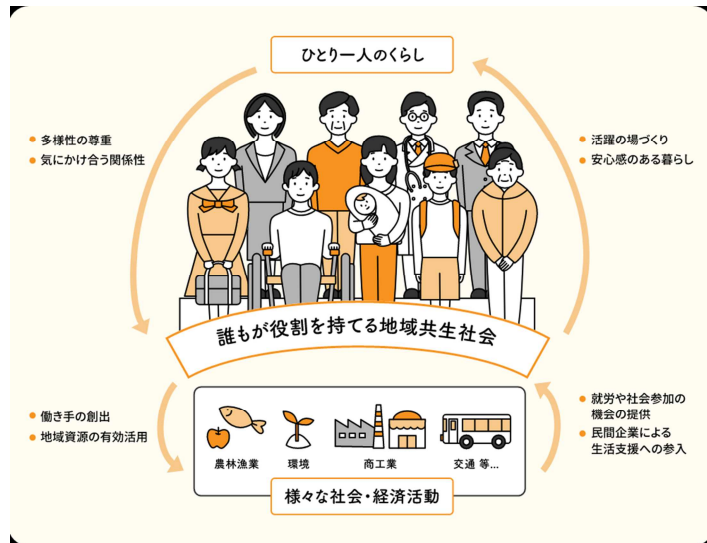
「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）」とは、「すべての人々を孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。

そして、社会的包摂は、狛江市福祉基本条例（令和2年条例第8号。以下「条例」という。）前文でその実現を目指している「地域共生社会」の背景となる考え方です。

したがって、国計画の重点課題である「地域による包摂」を推進するためには、市では、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めることが重要であると考えます。

ウ 「地域共生社会」とは

（ア）国は、地域共生社会とは、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」をいうと定義しています。



(イ) 市では、狛江らしい地域共生社会の実現を目指して、狛江市福祉基本条例を全部改正し、「地域共生社会」を独自に次のように定義しました。

「全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会をいう。」

この「全ての市民」には、犯罪をした者等も含まれます。

市では、地域共生社会の実現を目指す中で、犯罪をした者等も生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きることのできる社会を構築することが基礎自治体として「地域による包摂」を推進することであると考えます。

エ 「地域による包摂」を推進するための「市の役割」

(ア) 国計画が示す「市の役割」

国計画では、国と地方公共団体が担うべき役割について次のような現状認識と課題等を示しています。

「再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が必ずしも明確とは言い難い面もある。」

(中略)

国と地方公共団体が担う役割を具体的に明示することで、地方公共団体の取組を促進するとともに、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくことなどが必要である。」

その上で、市の役割を次のように明示しています。

「保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治

体として、適切にサービスを提供するよう努める。

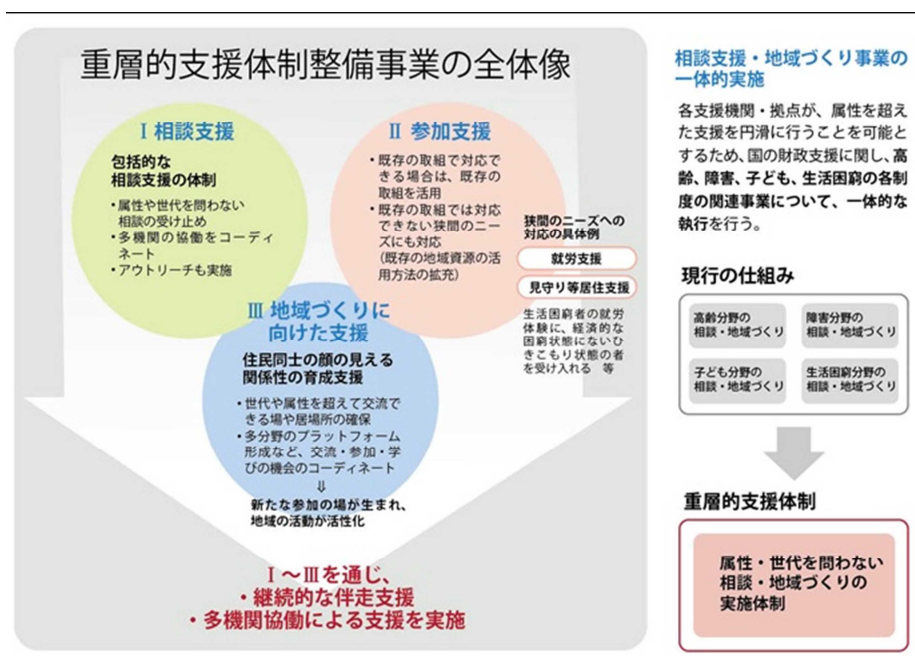
また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

市では、ここで示されている役割を果たすためには、制度の狭間のニーズや、複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な相談支援、社会的に孤立している方の社会参加を支援、社会的に孤立している人を受け入れる地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施する中で再犯防止分野の取組を行っていくことが重要であると考えます。

(イ) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を構築するために社会福祉法に規定された事業です。

重層的支援体制整備事業の全体像は、下図のとおりです。



市では、狛江市第1次重層的支援体制整備事業実施計画を令和4年4月に策定し、重層的支援体制整備事業を「①支援、②つなぎ、③出会いの3つの重層化を図ることにより、支援体制の整備を図る事業」とし、令和4年度から事業を実施しています。

(ウ) 国計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

国計画では、次のように位置付けています。

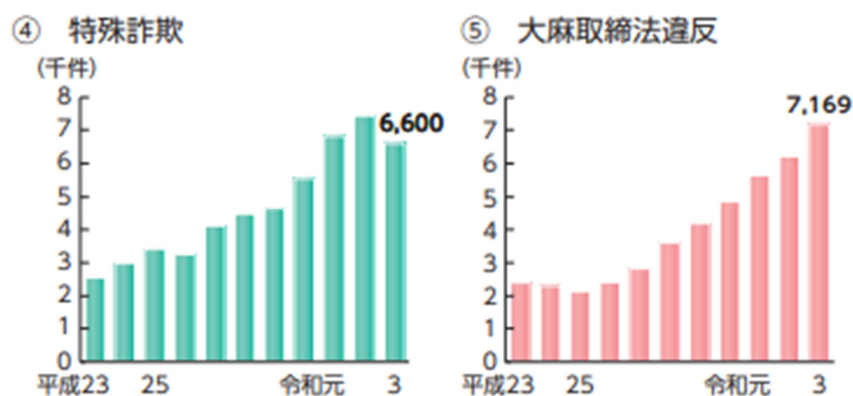
市が、「犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴走型支援を実施するなどして、上記の役割を十全に果たすことができるよう、」市の「行政サービスの提供に当たっては、重層的支援体制整備事業における相談支援や支援会議、基幹相談支援センターによる相談等の活用が考えられる」としている。

(工) したがって、再犯防止分野において市の役割を果たすためには、重層的支援体制整備事業を実施する中で、犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴走型支援を実施することが重要であると考えます。

(2) 統計データにみる現状と課題

ア 調布警察署管内の再犯者率は、令和2年までは国・東京都の再犯者率を下回っていましたが、令和3年は国・東京都の再犯者率を上回りました。再犯者率上昇の要因として考えられるのは、知能犯・薬物事犯の増加です。

令和4年版犯罪白書によれば、特殊詐欺¹、大麻取締法違反いずれも検挙件数が増加傾向又は高止まりの状態にあるとしており、調布警察署管内でも同様の傾向にあるものと考えられます。



知能犯・薬物事犯は、20歳代での増加が著しく、再犯者率を下げるためには、「地域による包摂」に向けた若者への支援が重要な課題です。

(3) 市民一般調査結果にみる現状と課題

ア 協力雇用主、更生保護女性会、BBS会、「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の周知度は十分とはいえず、周知のための工夫が重要です。

イ 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」又は「思わない」と回答された方が半数近くいます。特に30歳代の60%近くの市民が「どちらかといえば思わない」又は「思わない」と回答し、その主な理由として、犯罪をした人への漠然とした不安やどのように接したらよいかかわからない、かかわりを持ちたくないといった理由を回答されています。このような理由を踏まえた普及啓

¹ 特殊詐欺…被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗（警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの）を含む。）の総称

発活動を行う必要があります。

ウ 再犯を防止するために必要なこととして、仕事や住居などの生活基盤の確保、社会的な孤立の防止、刑事司法機関等によるきめ細やかな指導・支援などが重要であり、再犯防止のために市がすべきこととしても、社会的孤立の防止、仕事や住居などの生活基盤の確保に向けた支援を行っていくことが重要となります。

市では重層的支援体制整備事業を実施しておりますが、本事業では、多機関協働事業などを活用したネットワークの構築による社会的孤立の防止、雇用による参加支援が再犯防止のために重要であると考えられます。また、狛江市には、市、住宅関係者及び居住支援団体が設立した狛江市居住支援協議会が住宅確保要配慮者へに円滑な賃貸住宅の確保に向けた取組を行っておりますが、当協議会による居住支援の取組が再犯防止のためにも重要です。

(4) 再犯防止関連団体調査結果にみる現状と課題

ア 情報提供・普及啓発

(ア) 出所（院）者やその家族

出所（院）者の状況に応じた東京都、市や民間支援団体等の各種相談窓口を情報提供するとともに、ハローワークと連携し、出所（院）当日や2～3日で案内可能な寮付きの会社や、日払いであってもすぐに紹介可能な仕事を紹介できないか課題となっています。

(イ) 地域住民

出所（院）者の特性（障がい、依存症、し癖）について理解民間支援団体への理解促進などを刑事司法機関と連携して行う必要があります。

(ウ) 市職員

触法高齢者、障がい者への対応、依存症への理解、偏見や陰性感情の解消などを目的とした研修等を実施する必要があります。

イ 相談支援

(ア) 在所（院）中、出所（院）後のアウトリーチ、伴走型支援などの手法により、社会的孤立を解消する相談支援が求められています。

(イ) 障害があると思われるものの障がいと診断されていない方など制度の狭間へのニーズにも対応できるワンストップの、包括的な相談支援が求められています。

ウ 生活支援

(ア) 福祉サービス

市が帰住予定地となった場合に、在所（院）中に生活保護、介護認定、障害区分の認定、成年後見などを住民票の有無に関わらず、手続を進められるような柔軟な対応が求められています。

(イ) 福祉サービス以外

既存の福祉サービス以外に就労に必要なスーツ、携帯電話、PCの貸出や、運転面所の取得に必要な資金の貸付、出所（院）者に保証人を設定することが困難なケースの対応できるようなセーフティネットの構築、緊急ショートステイなどによる施設入所、簡易宿泊所以外の居場所の確保、復学、就学支援など本人の状況に応じた切れ目のない、きめ細やかな生活支援が求められています。

エ 家族支援

出所（院）者の家族の相談に応じ、状況の応じて家事支援を行うとともに、社会的に孤立しないよう、家族会を紹介するなど家族に対する支援も求められています。

オ 民間更生保護施設等

保護司など更生保護団体や、ダルクなど民間更生保護施設等の活動に対する支援が求められています。

カ 地域づくり

出所（院）者を含め、さまざまな困りごとを持っている人々（ex. ひきこもり、ゴミ屋敷等々）が孤立することのない地域づくりが求められています。

キ 多機関協働

(ア) 在所（院）中は、矯正施設の支援会議に参加するなど、矯正施設との連携が求められています。

(イ) 出所（院）前後は、福祉関係部署間のみならず、市内福祉関係機関、保健所、医療機関、学校、保護司会などの更生保護団体、民間更生保護施設などとの多機関で協働した支援が求められています。

2. 計画の方向性

再犯防止分野において市の役割を果たすためには、重層的支援体制整備事業を実施する中で、犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴走型支援を実施することが重要であると考えます。

このことは、統計データ、市民一般調査、再犯防止関連団体調査結果による現状と課題の分析からも社会的な孤立の防止、包括的な相談支援、多機関協働、地域づくりの必要性等が示されています。

もっとも、協力雇用主、更生保護女性会、BBS会、「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の周知の必要性や、地域住民、市職員への普及啓発の必要性など再犯防止分野に固有の課題もあります。

そこで、次のような方向性の下、狛江市第1次再犯防止推進計画を策定してまいります。

(1) 計画名称：狛江市第1次再犯防止推進計画

(2) 計画期間：令和6年度～令和11年度

(3) 計画上の位置付け

ア あいとぴあレインボープラン、地域福祉計画の個別計画として位置付ける

イ 位置付けに当たっての手続

(ア) 令和6年2月 狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会⇒市長

「狛江市第一次再犯防止推進計画の策定について」最終答申

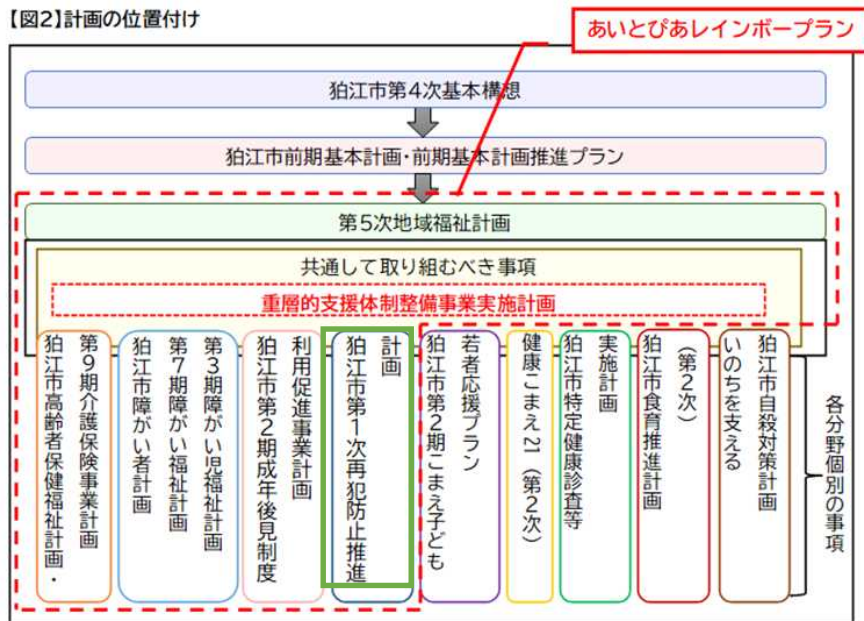
(イ) 令和6年2月 狛江市市民福祉推進委員会⇒市長

「狛江市第5次地域福祉計画等の策定について」最終答申

(ウ) 令和6年3月

両最終答申を統合し、最終案を作成し、庁議で最終決定

【図2】計画の位置付け



(4) 基本理念・基本目標

ア 基本理念

(ア) 地域共生社会の実現に向けた取組を個別計画で一体的に実施するため、次の計画で共通の基本理念を設定します。

基本理念の方向性	福祉基本条例の前文をベースに、社会的包摂・地域共生社会の推進を内容とする理念（案）
共通の基本理念を設定する計画	<ul style="list-style-type: none"> ①第5次地域福祉計画 ②高齢者保健福祉計画 ③障がい者計画 ④第2期成年後見制度利用促進基本計画 ⑤第1次再犯防止推進計画 ⑥第2期重層的支援体制整備事業

(イ) 共通の基本理念については、7月21日開催予定のDogohashi市市民福祉推進委員会で審議する予定です。

(ウ) 本委員会において、次回審議結果を報告し、共通の基本理念の下、本計画を策定するかどうか審議していただく予定です。

イ 基本目標

(ア) 基本目標は、重層的支援体制整備事業の事業内容の趣旨を踏まえた共通目標を設定します。

基本目標の方向性	<p>5つの基本目標（案）を予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①包括的な相談支援
----------	--

	②地域づくり ③社会参加に向けた支援 ④切れ目のない生活支援 ⑤多機関協働の体制整備
共通の基本理念を設定する計画	①第5次地域福祉計画 ②高齢者保健福祉計画 ③障がい者計画 ④第2期成年後見制度利用促進基本計画 ⑤第1次再犯防止推進計画 ⑥第2期重層的支援体制整備事業

(イ) 共通の基本目標については、7月21日開催予定の狛江市市民福祉推進委員会で審議する予定です。

(ウ) 本委員会において、次回審議結果を報告し、共通の基本目標の下、本計画を策定するかどうか審議していただく予定です。

(5) 施策・施策の方向性について

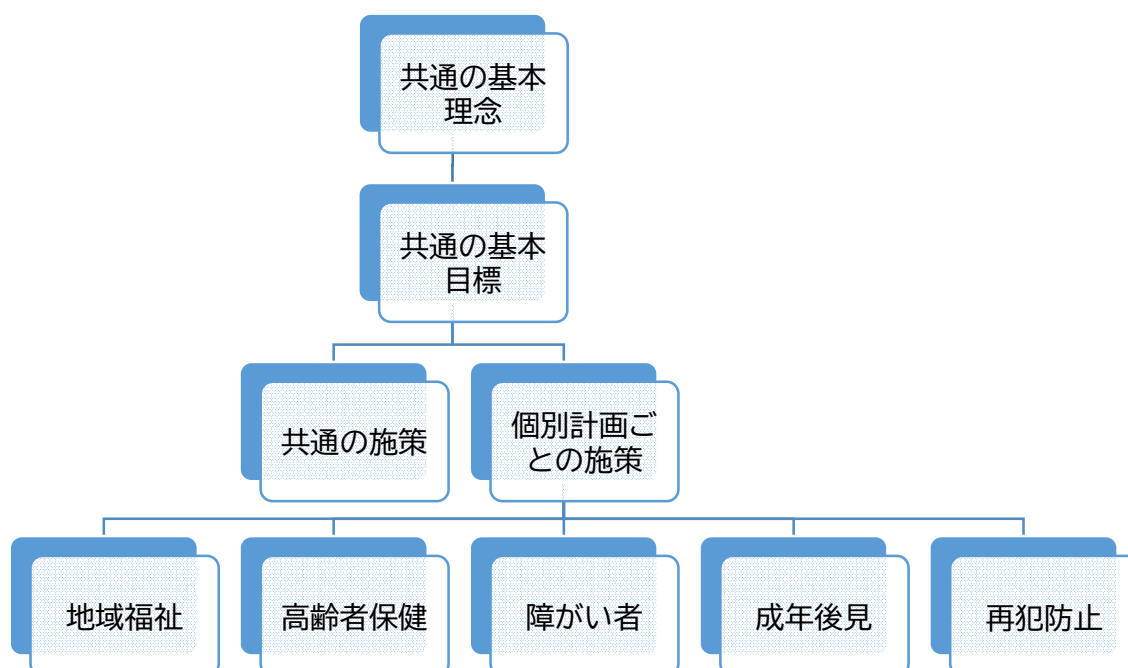
ア 個別計画ごとの施策・施策の方向性を設定します。

イ 包括的支援体制の構築に当たり共通した施策を実施する場合には、重層的支援体制整備事業に係る施策とします。

ウ 施策の抽出方法

現状の課題を解決するための必要な施策のみを計画書には掲載します。

国の指針等で示されている個別計画ごとに盛り込むべき施策のうち、既に実施済みで、課題のない施策は掲載しません。



(6) 事業・進捗管理・ローリングについて

ア 本計画書には掲載しません。

イ 市で別途実施計画を策定し、当該計画内に事業掲載します。

ウ 狛江市第1次再犯防止推進計画 実施計画

(ア) 計画の目的

この計画は、狛江市第1次再犯防止推進計画に設定している施策を着実に推進していくために、市が当該年度の当初予算の内容をベースに取り組む内容とその手順を明らかにするものです。

(イ) 計画期間と見直し

狛江市第1次再犯防止推進計画（案）の計画は、教育振興基本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6箇年を予定していますが、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までとして3箇年の取組内容を明示し、毎年度計画内容を見直すたびに計画期間を1年ずつ延伸します。この計画の見直しは、毎年度の予算編成において、市の財政状況や周辺環境の変化、事業の進捗度合いその他の理由により見直した事業展開（予定）を基に、その後の計画内容を見直すものです。

(ウ) 計画の見方

①令和6年7月策定時

次のフォーマットで施策ごとに実施計画を策定します。

項目コード・施策	この項目の担当課				計画期間終了時点 (令和11年度到達目標)
1-1-1	複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。 担当課 福祉政策課 福祉相談課 高齢障がい課 健康推進課				計画期間終了時点における到達目標
施策の具体的な内容・施策の方向性・ねらい ・重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関連機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。 ・多様な方法・主体による情報提供を行います。 ・アウトリーチ型相談支援を実施します。 ・包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市内各相談窓口や市内外の関係機関との情報共有・連携を推進するとともに、様々な相談ができる各種相談窓口の周知を進めます。		計画期間終了時点における到達目標 既存の相談支援の取組を活かしつつ、重層的支援体制整備事業の実施により、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。			
3年間の取組状況	R 6	R 7	R 8		
	関連する予算事業 ・コミュニティ・ソーシャルワーカー事業 ・多世代・多機能型交流拠点運営事業		取組内容 R 6 (事業費 ●●千円) ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジの開催 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメント ・ふらっとなんぶでの多世代交流 R 7 (事業費 ●●千円) ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流 R 8 (事業費 ●●千円) ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流		

3箇年の取組状況 (成果) ※令和6年度策定時は未記載
 取組内容に関連する 予算事業名と担当課
 当該年度を含む3箇年の取組内容・事業費 ※令和6年度は当初予算ベース。令和7年度以降は見込み。(事業の直接的に係る経費のみ計上し、人件費等は未計上)

②令和7年7月改定時

令和6年度の取組状況を記載し、令和7年度の取組内容及び令和8・9年度の取組内容の見込みを記載します。必要に応じて、期中見直しをします。

項目コード・施策	この項目の担当課				計画期間終了時点 (令和11年度到達目標)
1-1-1	複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。 担当課 福祉政策課 福祉相談課 高齢障がい課 健康推進課				計画期間終了時点における到達目標
施策の具体的な内容・施策の方向性・ねらい ・重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関連機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。 ・多様な方法・主体による情報提供を行います。 ・アウトリーチ型相談支援を実施します。 ・包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市内各相談窓口や市内外の関係機関との情報共有・連携を推進するとともに、様々な相談ができる各種相談窓口の周知を進めます。		計画期間終了時点における到達目標 既存の相談支援の取組を活かしつつ、重層的支援体制整備事業の実施により、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。			
3年間の取組状況	R 6	R 7	R 8		
	関連する予算事業 ・コミュニティ・ソーシャルワーカー事業 ・多世代・多機能型交流拠点運営事業		取組内容 R 6 (事業費 ●●千円) ・日常生活圏域ごとに配置されたコミュニティ・ソーシャルワーカーが地域づくりを行った。 ・福祉カレッジ2024を●月●日から全●回開催し、●人の市民が修了した。 ・福祉のまちづくり協議委員会で検討した地域アセスメントの手法を踏まえて、各福祉のまちづくり委員会で地域アセスメントを実施した。 ・ふらっとなんぶで多世代交流を行い、●人の市民が拠点に來訪した。		
関連する予算事業 ・コミュニティ・ソーシャルワーカー事業 ・多世代・多機能型交流拠点運営事業		取組内容 R 7 (事業費 ●●千円) ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流 R 8 (事業費 ●●千円) ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流 R 9 (事業費 ●●千円) ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流			

③令和12年7月改定時

令和11年度の取組状況を記載します。

1-1-1	複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	担当課	福祉政策課	福祉相談課	高齢障がい課	健康推進課
<p>施策の具体的な内容・施策の方向性・ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関連機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。 ・多様な方法・主体による情報提供を行います。 ・アウトリーチ型相談支援を実施します。 ・包括的な相談に対応できる体制を整備するため、市内各相談窓口や市内外の関係機関との情報共有・連携を推進するとともに、様々な相談ができる各種相談窓口の周知を進めます。 		<p>計画期間終了時点における到達目標</p> <p>既存の相談支援の取組を活かしつつ、重層的支援体制整備事業の実施により、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。</p>				
3年間の取組状況	R9	R10	R11			
	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ごとに配置されたコミュニティ・ソーシャルワーカーが地域づくりを行った。 ・福祉カレッジ2024を●月●日から全●回開催し、●人の市民が修了した。 ・福祉のまちづくり協議委員会で検討した地域アセスメントの手法を踏まえて、各福祉のまちづくり委員会で地域アセスメントを実施した。 ・ふらっとなんぶで多世代交流を行い、●人の市民が拠点に来訪した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ごとに配置されたコミュニティ・ソーシャルワーカーが地域づくりを行った。 ・福祉カレッジ2024を●月●日から全●回開催し、●人の市民が修了した。 ・福祉のまちづくり協議委員会で検討した地域アセスメントの手法を踏まえて、各福祉のまちづくり委員会で地域アセスメントを実施した。 ・ふらっとなんぶで多世代交流を行い、●人の市民が拠点に来訪した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ごとに配置されたコミュニティ・ソーシャルワーカーが地域づくりを行った。 ・福祉カレッジ2024を●月●日から全●回開催し、●人の市民が修了した。 ・福祉のまちづくり協議委員会で検討した地域アセスメントの手法を踏まえて、各福祉のまちづくり委員会で地域アセスメントを実施した。 ・ふらっとなんぶで多世代交流を行い、●人の市民が拠点に来訪した。 			
関連する予算事業		取組内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ソーシャルワーカー事業 ・多世代・多機能型交流拠点運営事業 		R9（事業費 ●●千円）	R10（事業費 ●●千円）	R11（事業費 ●●千円）		
		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジの開催 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメント ・ふらっとなんぶでの多世代交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ソーシャルワーカーによる地域づくり ・福祉カレッジのカリキュラムの改定 ・福祉のまちづくり協議委員会・協議会による地域アセスメントを踏まえた課題解決 ・ふらっとなんぶでの多世代交流 		